

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月4日

小野町長 村上 昭正

1 入札に付する事項

(1) 工事番号、工事名

小工第38号 小野町役場庁舎建設工事

(2) 工事場所

福島県田村郡小野町大字小野新町字美売32番

(3) 工事概要

① 建築工事一式

庁舎棟（木造＋鉄筋コンクリート造 地上2階建て 延べ床面積：2,975.01㎡）

車庫棟（既製品 延べ床面積：114.32㎡）

倉庫棟（既製品 延べ床面積：100.80㎡）

駐輪場（既製品 延べ床面積：12.40㎡）

② 電気設備工事一式

③ 機械設備工事一式

④ 外構工事一式

(4) 予定価格 事後公表

(5) 低入札価格調査制度 有 ・ 無

(6) 最低制限価格制度 有 ・ 無

(7) 工期

着工日（工事請負契約の締結について、町議会の議決後の通知日）から

令和10年5月31日まで（継続費補正議決後）

2 入札の方法

本入札は、特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）方式により発注する。ただし、入札後に共同企業体を結成する「入札後共同企業体結成方式」を採用するので、入札は企業体の代表者となるべき者で行い、落札候補者となった者は、町が指定する期日までに自らの責任において、自らを代表者とする企業体を結成し、本町と契約を締結しなければならない。

3 入札参加資格の条件

入札に参加できる者は、次に定める要件を全て満たしている者とする。

① 入札参加資格確認申請時において、小野町に競争入札参加有資格者として登録されていること。

② 落札日において、政令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。

③ 落札日において、小野町から指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていないこと。

④ 入札参加資格確認申請時において、建築工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の建築一式工事の項に規定する建築工事業をいう。以下同じ）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けていること。

⑤ 宮城県仙台市内あるいは福島県内に本店、支店又は営業所登録を有し、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いている者であること。

⑥ 単体企業であること。なお、落札候補者となった者は、県中、いわき地域に本店、支店又は営業所登録を有する者であって、本町が構成員の候補者として選定する者の中から1者、さらに小野町に本店、支店又は営業所を有する者であって、本町が構成員の候補者として選定する者の中から1者、合計3者による企業体を結成するものとする。ただし、町がやむを得ないと認めた場合は、1者のみと企業体を結成することも可とする。

⑦ 入札参加資格確認申請時において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、建築一式工事の総合評定値が1200点以上であること。

- ⑧ 建設工事において、過去 15 年以内に延べ床面積 2,000 m²以上かつ、地上 2 階建て以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築工事（新築、改築又は増築に限る。以下同じ）を単独で又は企業体の代表である構成員として施工した実績（工事部分を対象とし、増築の場合は、増築した部分を対象とする。以下「施工実績」という。）を有する者であること。ただし、建築物の主要用途が駐車場、倉庫等の施工実績を除く。
- ⑨ 1級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）を修了している者で⑧に示した建設工事の施工管理経験（監理技術者若しくは主任技術者としての施工経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての資格を有した者による現場代理人としての施工経験のことをいい、当該入札者以外での施工経験を含む。）を有するもの（入札参加資格確認申請書の提出日までに、継続して3か月以上の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- ⑩ 必要に応じて専門技術者を配置できること。
- ⑪ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなすこと。

4 企業体の資格に関する事項

- (1) 落札候補者となった者は、県中、いわき地域に本店、支店又は営業所登録を有する者であって、本町が構成員の候補者として選定する者の中から1者、さらに小野町に本店、支店又は営業所を有する者であって、本町が構成員の候補者として選定する者の中から1者、合計3者による企業体を結成するものとする。ただし、町がやむを得ないと認めた場合は、1者のみと企業体を結成することも可とする。
- (2) 企業体の代表者は落札候補者とし、出資比率が構成員中最大とする。
- (3) 代表者を除く構成員（以下「構成員」という。）の出資比率の合計は、原則として 100 分の 40 以上とする。ただし、構成員が 1 者のみとなった場合は、100 分の 30 以上とする。
- (4) 構成員については、本町が企業体の構成員候補者として選定した者の中から決定すること。なお、構成員候補者との交渉の経過については提出を求め、ヒアリングを実施する場合があるため、記録しておくこと。
- (5) 本町が企業体の構成員候補者として選定する業者は、設計図書等の配付時に示すものとする。

5 設計図書等の配付

設計図書等の配付は、次のとおり行う。

- ① 配付期間 令和8年9月7日（月）から9月17日（木）まで
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- ② 配付場所 小野町役場 総務課 財政担当
〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻92
- ③ 配付方法 PDFファイルで配付するので、書込可能な未使用のDVD-Rを持参すること。
- ④ 質問事項 質問は小野町公式ウェブサイトへ掲載の様式を使用し、電子メールで送信すること。
（電話での質問は一切不可）
Eメールアドレス：shintyousya@town.fukushima-ono.lg.jp
- ⑤ 質問期間 令和8年9月 7日（月）から9月14日（月） 午後5時15分まで
- ⑥ 回答日 令和8年9月16日（水）
- ⑦ 回答方法 小野町公式ウェブサイトへの掲載による

6 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、次の書類を提出するものとする。

- ① 提出書類 ア) 入札参加資格確認申請書
イ) 入札参加資格確認申請時において有効な経営事項審査総合評定値通知書の写し
ウ) 同種工事实績の確認資料
エ) 配置予定技術者の資格確認資料
※ ウ) エ) については、3 入札参加資格の条件⑧、⑨が確認できる資料とする。
- ② 提出期限 令和8年9月18日(金) 必着
- ③ 提出場所 小野町役場 総務課 財政担当
〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻92
- ④ 提出方法 郵送又は持参

7 入札参加資格確認通知書

入札参加資格確認の結果は、令和8年9月24日(木)に条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書により行う。

8 入札方法及び提出期限

- ① 入札方法 郵便入札(一般書留もしくは簡易書留とし、持参は不可。)
- ② 提出期限 令和8年10月1日(木) 午後5時15分まで
- ③ 提出書類 入札書、見積内訳書
※「郵便入札等の実施方法について」参照

9 入札(開札)の日時及び場所、入札回数

入札(開札)は、次のとおり行う。

- ① 開札日時 令和8年10月2日(金) 午前11時から
- ② 開札場所 小野町役場分庁舎 講堂
- ③ 落札候補者 無効又は失格の入札書を除き、最低価格から第2番目の価格までの入札金額の者を落札候補者とする。
- ④ 入札回数 初回入札において落札者がなかったときは、3回を限度として再度入札を行う。
最低制限価格を下回って入札した者は、再度入札に参加できないものとする。
- ⑤ 再度入札 落札候補者がなかった場合は、その旨を入札者へ電話連絡し、別途指定する日時に再度開札を行う。

10 入札の無効、失格及び中止

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 一の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- ③ 入札書に記名押印がない入札
- ④ 入札金額を訂正している入札
- ⑤ 入札金額の記載が不明確な入札
- ⑥ 明らかに不正によると認められる入札
- ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 次のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- ① 入札金額が予定価格を上回る入札
- ② 入札金額が最低制限価格を下回る入札

11 入札保証金

免除する。

12 入札参加資格の事後審査

- (1) 開札の結果、第1順位の落札候補者となった者は、当該落札候補者の入札参加資格の事後審査に必要な次の書類を提出するものとする。落札候補者が提出期限までに必要書類を提出しないとき又は、入札執行者の指示に従わないときは、当該落札候補者の決定は無効とする。
 - ① 提出書類 ア) 特定建設工事共同企業体構成員表
イ) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
 - ② 提出期限 令和8年10月9日(金) 午後5時15分まで
 - ③ 提出場所 小野町役場 総務課 財政担当
 - ④ 提出方法 郵送又は持参
- (2) 審査の結果、第1順位の落札候補者に資格がないと認めたときには、当該落札候補者にその旨を通知するとともに、第2順位の落札候補者に対して、同様の審査を行う旨を通知し、別に指定する日時までに必要書類の提出を求め、第1順位と同様の審査を行うものとする。
- (3) 第1順位及び第2順位までの落札候補者のいずれにも資格がないと認めたときは、落札者がないものとし、入札を終了する。

13 落札者の決定

- (1) 入札参加資格の事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有すると認めたときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定するものとする。
- (2) 入札執行者は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に確実な方法によりその旨を通知するものとする。

14 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし契約保証金に代えて提供できる担保として、国債又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることが出来る。また、工事履行保証契約、又は小野町を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

15 支払条件

支払条件は、小野町財務規則、小野町工事請負契約約款、小野町公共工事中間前金払制度事務取扱要領のとおりとし、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

令和8年度、令和9年度の支払限度額については、契約時に示すものとし、令和10年度の支払限度額については、工事請負代金額から令和9年度までの支払額を差し引いた額とする。

なお、以下①、②については、各会計年度ごとの支払限度額に対する割合とする。

- ① 前 払 金 4/10以内
- ② 中間前払金 2/10以内

16 地元企業等への受注機会の拡大

- (1) 本工事の施工に際し、下請契約を締結する場合は、原則として、小野町に本店又は支店・営業所等を有する者を選定又は工事に参加できるよう努めること。
- (2) 本工事の施工に際し、建設資材等の購入契約を締結する場合は、小野町に本店又は支店・営業所等を有する者を基本として選定するよう努めること。
- (3) 調達する建設資材等は、規格、品質が条件を満足するものについては、小野町又は福島県内産を基本として、購入又は優先使用すること。

17 その他

- (1) 申請書及び資料の作成並びに申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書及び資料は返却しないこととする。